

3 障害福祉サービス等の量の見込みと確保方策

(1) 訪問系サービス

① サービスの概要

サービス	内 容
居宅介護	自宅における入浴、排泄、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人及び、重度の知的障害のある人・精神障害のある人に、自宅での入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する際に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

② サービスの利用見込み

訪問系サービスについては、地域共生社会の実現に向けた国の動向やこれまでの利用状況を鑑み、サービス利用人数、利用時間を見込みます。

サービス名		年度	利用実績			利用見込み		
			令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用時間 (時間/月)		45	55	57	57	63	70
	利用人数 (人/月)		7	8	8	8	9	10
重度訪問介護	利用時間 (時間/月)		0	0	0	0	0	70
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	1
同行援護	利用時間 (時間/月)		31	39	39	39	39	50
	利用人数 (人/月)		2	2	2	2	2	3
行動援護	利用時間 (時間/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用時間 (時間/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値

③ 見込み量確保の方策

訪問系サービスは、障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要不可欠なサービスとなるため、受け皿となる事業所への参入を働きかけ、サービス提供基盤の確保に努めます。

また、障害特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう事業所へ働きかけ、一人ひとりのニーズに対応できる基盤整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの概要

サービス	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。 ※令和7年10月1日の施行が予定されています。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型：雇用型 B型：非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して就業した方の就労を継続するために、事業所や家族との相談や連絡調整などの支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

② サービスの利用見込み

日中活動系サービスについては、これまでの実績及び今後の地域移行の目標等を踏まえてサービス利用人数、利用日数を見込みます。

サービス名		年度	利用実績			利用見込み		
			令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
生活介護	利用日数 (人日/月)		380	378	378	379	379	380
	利用人数 (人/月)		20	19	19	19	19	20
自立訓練（機能訓練）	利用日数 (人日/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用日数 (人日/月)		1	12	13	19	19	30
	利用人数 (人/月)		1	2	2	2	2	3
うち精神障害者	利用人数 (人/月)		1	2	2	2	2	3
就労選択支援	利用人数 (人/月)						0	1
就労移行支援	利用日数 (人日/月)		0	19	19	19	38	57
	利用人数 (人/月)		0	1	1	1	2	3
就労継続支援 A 型	利用日数 (人日/月)		19	18	18	18	36	36
	利用人数 (人/月)		1	1	1	1	2	2
就労継続支援 B 型	利用日数 (人日/月)		19	18	18	18	20	20
	利用人数 (人/月)		13	14	15	15	16	16
就労定着支援	利用人数 (人/月)		0	0	0	1	1	2
療養介護	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
短期入所（福祉型）	利用日数 (人日/月)		30	30	30	30	30	30
	利用人数 (人/月)		30	37	37	38	38	39
短期入所（医療型）	利用日数 (人日/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0

（注）令和 5 年度の利用実績は見込み値

③ 見込み量確保の方策

障害のある人が安心して地域で生活ができるまちづくりを推進するため、サービス提供事業所に対して必要な情報を提供し、ニーズに応じた適切な日中活動の場を確保することに努めます。特に、就労移行支援や就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援については、広域的な連携の中で必要なサービスが確保できるよう努めるとともに、関係機関や団体と連携し、雇用先の確保や就労のための継続的な支援の実施に努めます。

(3) 居住系サービス

① サービスの概要

サービス	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事等の介護を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

② サービスの利用見込み

居住系サービスについては、地域移行が進められる社会潮流や、グループホームの需要等の施設整備状況及び利用実績を踏まえた上で利用人数を見込みます。

サービス名		年度	利用実績			利用見込み		
			令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
自立生活援助	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
うち精神障害者	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数 (人/月)		8	8	8	9	9	10
うち精神障害者	利用人数 (人/月)		5	5	5	5	5	6
施設入所支援	利用人数 (人/月)		6	5	5	5	5	4

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値

③ 見込み量確保の方策

居住系サービスについては、特に共同生活援助（グループホーム）で、親亡き後の生活の場や地域生活への移行の受け皿として、利用者が徐々に増加していくことが見込まれるため、利用ニーズの増加に応じたサービス提供事業所の確保に努めます。また、精神障害者等については、その特性に応じた適切な支援が受けられるよう、サービス提供事業所等と連携した取組を検討します。

また、施設入所支援については、利用ニーズが一定数あり、今後も利用者数は横ばいで推移していくことが想定されます。このため、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、地域生活への移行を勘案の上、サービスを提供する施設と連携を図りながら、施設入所サービスの需要に適切に対応していきます。

（４）計画相談支援、地域相談支援

① サービスの概要

サービス	内 容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直し（モニタリング）も行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

② サービスの利用見込み

相談支援は、地域移行を進めるにあたり障害のある人にとって心の支えとなるサービスであり、必要なサービスを適正に受けるためにも、今後、ニーズは高まることが予想されます。そうした背景やこれまでの実績を踏まえて利用人数を見込みます。

サービス名		年度	利用実績			利用見込み		
			令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
計画相談支援	利用人数 (人/月)		43	47	47	50	50	54
地域移行支援	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
うち精神障害者	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用人数 (人/月)		0	1	0	1	1	1
うち精神障害者	利用人数 (人/月)		0	1	0	1	1	1

（注）令和 5 年度の利用実績は見込み値

③ 見込み量確保の方策

障害のある人が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援は不可欠であることから、利用者がスムーズに計画相談支援を受けられるよう、引き続き事業所の参入を働きかけ、適切なサービスの利用につなげていきます。

4 障害児通所支援等の量の見込みと確保方策

(1) 障害児指定通所支援

① サービスの概要

サービス	内 容
児童発達支援	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。なお、令和6年4月1日から、これまで医療型児童発達支援で行ってきた治療（リハビリテーション）は児童発達支援に統合されます。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもに対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	学校に通学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

② サービスの利用見込み

障害児通所支援については、現在のサービス利用実績を踏まえた上で、サービス利用人数、利用日数を見込みます。

サービス名		年度	利用実績			利用見込み		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
児童発達支援	利用日数 (人日/月)		0	1	2	5	6	9
	利用人数 (人/月)		0	2	3	3	4	6
居宅訪問型児童発達支援	利用日数 (人日/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用日数 (人日/月)		10	11	4	15	15	15
	利用人数 (人/月)		2	1	1	2	2	2
保育所等訪問支援	利用日数 (人日/月)		0	0	1	1	1	2
	利用人数 (人/月)		0	0	1	1	1	2

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値

③ 見込み量確保の方策

子育てや保育、教育等の関係する機関等や、障害児通所支援等提供事業所との連携を図り、支援の必要な児童に適切なサービスが提供できるように努めます。

(2) 障害児相談支援

① サービスの概要

サービス	内 容
障害児相談支援	障害のある子どもの課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直し（モニタリング）も行います。

② サービスの利用見込み

障害児指定通所支援の利用ニーズの増加に伴い、障害児相談支援については、増加傾向で推移していくものと見込みます。

サービス名		年度	利用実績			利用見込み		
			令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
障害児相談支援	利用人数 (人/月)		2	2	4	5	6	7

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値

③ 見込み量確保の方策

障害児相談支援については、基本的にはすべての利用者が当サービスを受給することが望ましいため、児童の成長に応じた様々な機会で、保護者への周知や情報提供を行い、障害児相談支援の利用を促します。

5 地域生活支援事業の整備目標

「地域生活支援事業」とは、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障害のある人や家族介護者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本町では、次に示す事業の実施、あるいは実施に向けた取組を進めます。

（１）必須事業の推進

① 理解促進研修・啓発事業

【事業の概要】

事業名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化させます。

【事業の整備目標】

障害のある人の理解に向けて、これまで実施してきた多様な事業を組み合わせ、香取圏域等広域での連携を踏まえて、有効な形での事業実施を図ります。

事業名		年度			実績			見込み		
					令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
理解促進研修・啓発事業	実施有無				無	無	無	実施に向けた検討及び体制整備		

（注）令和 5 年度の利用実績は見込み値

② 自発的活動支援事業

【事業の概要】

事業名	内 容
自発的活動支援事業	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

【事業の整備目標】

障害のある人の地域生活の実現に向けて、地域住民や企業等においても障害に対する理解を深めることが大切であることから、様々な場面における、障害や障害のある人への理解促進に向けて事業実施に努めます。

事業名		実績			見込み		
		令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	実施に向けた検討 及び体制整備		

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値

③ 相談支援事業

【事業の概要】

事業名	内 容
障害者相談支援事業	障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、神崎町地域自立支援協議会により、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を実施し、障害のある人の地域移行や地域定着の調整、権利擁護、虐待防止、地域の関係機関のネットワークを構築します。
地域自立支援協議会	市町村における障害のある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関して、中核的な役割を果たすため、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等からの参加を求め、市町村の責任主体として運営します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

【事業の整備目標】

障害者相談支援事業や機能強化事業については、これまでと同様、継続して委託事業所と連携、協議していきます。

地域自立支援協議会については、本計画のPDCAサイクルに基づき、計画が本町の現状に即して施行されているかのチェック機構として定期的を開催します。

事業名		年度	実績			見込み		
			令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)		1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	実施有無		有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施有無		有	有	有	有	有	有

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値

④ 成年後見制度利用支援事業

【事業の概要】

事業名	内 容
成年後見制度利用支援事業	知的障害のある人や精神障害のある人のうち判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用促進を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

【事業の整備目標】

成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援制度については、権利擁護が重要視されている状況を踏まえ、サービスの周知を行い、必要とする方が適切に利用できるよう関係各所と連携をとり、事業実施体制を整備します。

事業名		年度			実績			見込み		
					令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
成年後見制度 利用支援事業	利用人数 (人/年)		0	0	0			1	1	1
成年後見制度 法人後見支援事業	実施箇所数 (箇所)		0	0	0			1	1	1

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値

⑤ 意思疎通支援事業

【事業の概要】

事業名	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、又は聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声、言語機能に障害のある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を設置します。

【事業の整備目標】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、今後もサービスを必要とする利用者が適切に利用できるよう周知に努めます。

事業名		年度			実績			見込み		
					令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用人数 (人/年)		0	0	0			2	2	2
手話通訳者設置事業	実設置者数 (人)		0	0	0			0	0	1

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

【事業の概要】

事業名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚、音声、言語機能に障害のある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

【事業の整備目標】

手話奉仕員養成研修事業の周知を図るとともに、継続的に実施していき、手話通訳者の養成に努めます。

事業名		年度			実績			見込み		
					令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
手話奉仕員養成研修事業	登録者数 (人/年)				0	0	0	1	1	1

（注）令和 5 年度の利用実績は見込み値

⑦ 日常生活用具給付等事業

【事業の概要】

事業名	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、入浴、調理、移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計等、在宅療養生活等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装置等、排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅における円滑な生活動作等を支援するため、動作補助用具の給付・貸与や既存住宅の改修費用を助成します。

【事業の整備目標】

利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。

障害の状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用促進することで社会的障壁のない共生社会の実現を図ります。

事業名		年度	実績			見込み		
			令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)		0	2	1	2	2	2
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)		2	2	0	2	2	2
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)		0	0	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)		0	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)		198	228	228	237	247	257
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用件数 (件/年)		1	1	0	1	1	1

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値

⑧ 移動支援事業

【事業の概要】

事業名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。

【事業の整備目標】

一定の利用ニーズがあり、今後も利用者数は横ばいで推移することが見込まれることから、引き続き実施体制を整えとともに、制度の周知を図り、障害のある人の社会参加のための移動支援の充実に努めます。

事業名		年度	実績			見込み		
			令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
移動支援事業	実施箇所数 (箇所)		1	2	2	2	2	2
	利用人数 (人/月)		1	2	2	3	4	6
	延利用時間 (時間/月)		1	10	11	11	11	13

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値

⑨ 地域活動支援センター

【事業の概要】

事業名	内 容
地域活動支援センター事業	障害者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。
地域活動支援センターⅠ型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。 Ⅰ日当たりの実利用人員が20名以上。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 Ⅰ日当たりの実利用人員が15名以上。
地域活動支援センターⅢ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 Ⅰ日当たりの実利用人員が10名以上。

【事業の整備目標】

地域活動支援センターは、作業活動、創作・文化活動、生活上の訓練、社会参加支援、居場所的機能等様々な役割を果たしており、利用者の障害の状態や体調等に応じた利用が可能であることから、日割り報酬を主体とした障害福祉サービスの日中活動事業とは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人を支援する場としての役割を有しています。今後も連携をとりながら、社会参加の場の提供に努めます。

事業名		年度	実績			見込み		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数（箇所）		1	1	1	1	1	1
	利用人数（人/月）		0	3	3	3	3	3
地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数（箇所）		0	0	0	0	0	0
	利用人数（人/月）		0	0	0	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数（箇所）		0	0	0	0	0	0
	利用人数（人/月）		0	0	0	0	0	0

（注）令和5年度の利用実績は見込み値

(2) 任意事業の充実

① 日中一時支援事業

【事業の概要】

事業名	内 容
日中一時支援事業	活動場所が必要な障害のある人に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

【事業の整備目標】

日中一時支援事業については、関係各所と連絡・連携をとりながら、サービスを必要とする利用者が適切に利用できるよう周知に努めます。

事業名 \ 年度		実績			見込み		
		令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
日中一時支援事業	利用人数 (人/年)	7	5	4	5	5	6

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値

② 自動車運転免許取得・改造助成事業

【事業の概要】

事業名	内 容
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害者手帳 1 級から 4 級の所持者又は療育手帳の交付を受けている障害のある人が、社会参加のために必要な自動車運転免許の取得又は自らが運転する自動車の一部改造に要する経費の一部を助成します。

【事業の整備目標】

通院等の外出に際して、車での移動が中心になっている現実を踏まえ、自動車運転免許取得・改造助成事業を必要とする利用者が適切に利用できるよう周知に努めます。

事業名 \ 年度		実績			見込み		
		令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用件数 (件/年)	0	0	0	1	1	1

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値

6 推進体制

(1) 住民・事業者・地域等との協働の推進

障害者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO 等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

(2) 個々の障害特性に沿ったきめ細な相談・支援体制の実施

障害のある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談と、安全安心の支援体制等の充実を図っていきます。

(3) 計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況等について、神崎町地域自立支援協議会に随時意見を求めながら、計画の進捗管理を行います。

